

## 伊方原発訴訟を支援する会

### 松山地裁文書提出を国に命令 「担当者メモ」については却下 第7回公判延期，双方が即時抗告

第7回公判を5日後にした，さる5月24日，松山地裁は，原告側から申し立てていた「文書提出命令」に対し，つぎの「決定」を下し，原告，被告，双方に発送した。

#### 決 定

当事者の表示は，別紙当事者目録記載のとおり。

右当事者間の昭和四八年（行ウ）第五号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件について，原告らから文書提出命令の申立てがあったので，当裁判所は次のとおり決定する。

#### 主 文

被告は，別紙目録記載の各文書を当裁判所に提出せよ。

原告らのその余の申立てを却下する。

#### 理 由

第一 原告らの申立ては，別紙文書提出命令申立書に記載のとおりであり，これに対する被告の意見は，別紙意見書に記載のとおりである。

#### 第二 当裁判所の判断

一 別紙目録記載の各文書（以下本件文書

という）を被告が所持していることは，被告の認めて争わないところであるが，被告は，原告らの文書提出命令申立書第一項第四号記載の文書（以下担当者メモという）については，法令上その作成を義務付けられたものではなく，原子炉安全専門審査会の事務局たる科学技術庁原子力局の担当職員が，自己の職務を遂行するに際し心覚えとして便宜上作成した文書であって当該職員個人の所持する文書であると主張する。

そこで，先ず右の点について検討するに，原子炉安全専門審査会第八六部会及びその各グループ並びに第九七部会の審議および調査の経過ないしその結果報告の記録の作成を要求する法令上の根拠はなく，弁論の全趣旨によれば，原子炉安全専門審査会に設置された部会およびそのグループとしては，審議および調査の際，一般にその経過ないしその結果報告の記録は作成されていないこと，そして，担当者メモは，同審査会の事務局たる原子力局の担当職員が自己の心覚えとして任意に，部会およびグループの活動の要点をメモしたに過ぎないものであって，同職員が個人とし

て所持しているものであることが認められる。

そうすると、原告らの被告に対する担当者メモの提出命令申立ては、被告の所持しない文書に対する申立てとなり、失当といわなければならない。

二 次に、原告らは、本件文書が民事訴訟法第三一二条第二、三号にあたる文書であるとして、その各原本又は写の提出を求めているが、先ず、右各文書が同条第三号後段にいう「拳証者と所持者との間の法律関係につき作成された」文書に該当するか否かについて判断する。

1. 本件原子炉設置許可処分取消請求事件において、原告らは被告がなした伊方発電所の原子炉設置許可処分の審査過程に手続上の違法（原子力基本法第二条違反・実質的審査の欠如）及び内容上の違法（原子炉の危険性＝構造上の欠陥・立地審査指針の違法性、立地選定の違法等）が存すると主張し、右許可処分の取消を求めているのに対し、被告は右審査が適正になされたと主張して右許可処分の審査過程が適正になされたか否かが主要な争点となっていることは当事者双方の主張に照らし明らかである。

2. ところで原子炉を設置しようとする者は、被告の許可を受けなければならず（核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律＝以下「規制に関する法律」という、第二三条第一項）、右許可を受けようとする場合には、使用目的・原子炉の型式・熱出力及び基数・原子炉及びその付属施設の位置・構造及び設備・使用済燃料の処分の方法等所定の事項を記載した申請書を提出することを義務付けられており（規制に関する法律第二三条第二項）、原子炉及びその付属施設の

位置・構造及び設備については、さらに詳細な記載事項を定め（原子炉の設置、運転等に関する規則＝以下「規則」という第一条の二、第一項第二号）ると同時に、右申請書には原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象・地盤・水利・地震・社会環境等の状況に関する説明書、原子炉施設の安全設計に関する説明書、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線の被曝管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書、原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類・程度・影響等に関する説明書などの原子炉の安全性に関する資料を添付しなければならない（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令＝以下「施行令」という、第六条第二項、規則第一条の二第二項）。そして被告は、原子炉設置許可の申請があった場合においては、あらかじめ原子力委員会の諮問を経ることとし、原子力委員会は、原子炉安全専門審査会の審議に付したうえ（同審査会は、申請を専議する部会を設置し、同部会から申請事項について調査の結果をうけたうえで原子力委員会に報告する。また同委員会の事務は科学技術庁原子力局が処理する。）被告に答申し、被告はこれを尊重して許否の判断をするのであるが、その場合、原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならないのである（規制に関する法律第二四条第一項第四号、原子力委員会設置法第二、三条、第一四条の二）。

また、申請者は規制に関する法律第二三条

第二項第二号から五号まで、又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、その内容及び理由等を記載した申請書を変更後における安全性に関する説明書を添付して提出し、被告の許可を受けなければならない、この場合も前記のような手続を経て許可が判断される（規制に関する法律第二六条第一、四項、施行令第八条、規則第二条第一、二項）。

そして弁論の全趣旨によれば、本件文書はすべて、右許可手続の審査過程において作成された文書であることが認められる。

3. ところで、民事訴訟法第三一二条第三項後段にいう「挙証者と所持者との間の法律関係につき作成された」文書とは、挙証者と所持者との間に成立する法律関係それ自体を記載した文書だけでなく、その法律関係発生過程において作成され、同法律関係と密接に関連する事項を記載した文書も含まれると解するのが相当である。

これを本件についてみると、被告が伊方発電所に原子炉の設置を許可したことにより、危険物とされる原子炉の設置によって生命・身体並びに財産の安全に制約をうける右発電所設置場所周辺地域に居住する原告ら住民との間に、右制約が適正な手続を経てなされたものか否かという右許可手続の合法性をめぐる法律関係が発生したものであるといえる。右許可手続の審査過程において作成された本件文書は、原告らと被告との間の右法律関係発生過程において作成され、同法律関係と密接に関連する事項を記載したものであるから、右両者間の法律関係につき作成された文書に該当するものといわなければならない、これを所持している被告にはその提出義務があるといえるべきである。

しかも本件取消請求訴訟においては、被告の許可処分審査手続が適正になされたか否かが主要な争点となっているところ、本件文書が右争点を解明するうえで極めて必要かつ重要な証拠方法であって、原告らにおいて他に立証上有力な資料を持ち合わせていないものと認めうるから、本件文書の提出を求める必要性は、これを十分肯認することができるものといえるべきである。

三 以上の次第で、原告ら主張のその余の文書提出命令申立ての根拠について判断するまでもなく、本件文書は、民事訴訟法第三一二条第三号後段の文書に該当し、被告はこれについて文書提出の義務を負うが、その余の文書（担当者メモ）についてはその義務を負わないと解するのが相当である。

よって、本件文書提出命令の申立ては、本件文書についてはこれを認容し、その余の文書（担当者メモ）についてはこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

昭和五〇年五月二四日

松山地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官 村上悦雄

裁判官 早川律三郎

裁判官 大西良孝

（別紙は省略します。編集部）

この決定書は、5月26日に弁護団に到着し、直に、その内容が検討された。その結果、今回の決定は、国が隠し持っている全資料を公開せよとの、原告の主張を基本的に受け入れたという点では、裁判所の努力は評価できるし、他の原発、あるいは公害関係の訴訟にも大きな影響を与える点でも意義は大きいと認めた。しかし一方では、安全審査の過程と

内容が、実質的に記録されている文書、国側のいわゆる「担当者メモ」を、「職員が個人として所持しているもの」であり、「被告の所持しない文書」とであると断定し、秘密のペールをかぶせることに同調した点は、絶対に認め難いことを確認。そして、原告団の諒解の下に、「即時抗告」を行うことを決定し、直に、その作成作業に入った。

一方、国側は、決定は出ないと思っていたのか、大きなショックを受けた模様で、「即時抗告」を検討するために、ともかく、第7回公判を延期してほしいと松山地裁に申し出てきた。弁護団は、「文書提出命令以外のことでも、立証計画の提出の要求や、美浜2号機の最近の事故をめぐる主張など、緊急なものもあるので、公判を予定通り開いてほしい」と強く要請したが、結局、裁判所の判断で、第7回公判（5月29日予定）は延期された。しかし、原告団と相談の結果、公判予定日に、原告側からの「即時抗告」を裁判所に提出し、あわせて、今回の裁判所の決定をめぐる、原告、弁護団の間で十分な意志統一を行うこともきめられた。

弁護団によって夜を徹して進められていた作業の結果、「即時抗告申立書」は5月28日にでき上り、29日の午後1時すぎ、原告団の川口団長から、松山地裁に提出された。その「申立書」の中で、原告らは、「担当者メモ」を却下するに際して裁判所があげた三つの理由を、次のように鋭く批判した。

1. 実質的に安全審査を行なった第86部会が、議事録を作成する法令上の根拠がないという理由について。「高度に技術的、専門的な多岐にわたる判断事項につき、長期にわたって審査を継続するという責務を遂行する

ためには、たとえ行政立法上の不備・怠慢から独自の手続的規定が存しない場合においても、条理上（また、かかる手続における原子力基本法二条の民主的運営および公開規定順守の要請上）当然地元住民ら国民に対し、右手続の適正を担保するため、その審査経過および結果の記録を作成せねばならないものと解される。」さらに、部会は原子力委員会や安全審査会の代行をしたのであるから、これら上位機関に法律的に義務づけられている議事録作成が、当然、部会にも課せられていると解さねばならない。

2. 部会の審議および調査の際、「一般にその経過ないしその結果報告の記録は作成されていない」という理由について。「作成されていない如き事情は、およそあり得ないことであって、・・・、かかる文書記録の作成がなければ、本件審査自体、不可能あるいは審査に多大の支障を来すことは明らかである」

3. 「担当職員が自己の心覚えとして任意にメモしたに過ぎない」という理由について。「一職員の任意の心覚えが、原子力局により「議事要旨」として要約され、印刷、配布されることはあり得ないのであって、この点、原決定は、ややその呼称に影響され、右担当者メモが、部会議事録の実質を有する重要文書であることにつき、その認定を誤ったという他ない」

「即時抗告申立書」は以上の主張に基いて、すみやかに、却下決定を取消すよう裁判所に要求している。なお、「即時抗告」は、「文書提出命令」の一部についてだけなされたのであり、逆に国側は、こちらが認めた項について「即時抗告」をすることになる。また、

松山地裁が「即時抗告」を認めることはまず無く、高松高裁で、書面審理が行なわれることになる。この審理期間中は、これまでの裁判記録は、すべて松山地裁から高松高裁に移されるので、実際的には、松山地裁での公判は、その期間中ストップされる。

新聞などで報じられたように、国側も、期限一杯の5月31日に、「即時抗告」を申立てた。ただ、国側の申立は、高松高裁あてに提出されたため、原告側への発送が遅れ、6月5日現在、まだ未到着。新聞報道によると、国側は、「原告らに見せる法的な義務はない」という、これまでの主張をくり返し、それに新たに、「文書には企業秘密が含まれているので、裁判所の命令通りにやれない」と、これまで差し控えていた理由まで持ち出し、居直りの姿勢を露骨にしめしているようである。原告団、弁護団では、国側の「申立書」を入手し次第検討を加え、補充意見書や、事情説明書を、高松高裁あてに提出する予定である。「上に行くほど裁判所が悪くなる」といわれている上に、地元の事情にうとく、地元の監

視の目ものがれ易い高裁で、逆転される可能性も強く、楽観できない状況である。

5月29日に松山で行なわれた原告団を中心とした地元住民と弁護団との話し合いの席上では、つぎの諸点が確認された。今回の決定は、「お前らの為に作った文書でなく、こちらが必要な時だけ見せればいいのだ」と、権力的に対応してきた国側に、かなりの打撃を与えた。しかしそれだけに、行政の威信にかけて必死の反撃に出てくるであろう。我々としても、「担当者メモは私物」とのお粗末な判断に対しては、はっきりと筋を通す必要があるし、そのことによって、一方で勝ち得た成果を失うこともない。高裁での書面審理、さらには、やがて始る立証段階に備えて、一だんと姿勢と体制を強めよう。

なお、今回の決定が出た後に、国側の“立役者”であった、山内喜明検事が退職したという事実が明らかになった。当分は伊方訴訟を担当すると見られていただけに、全く唐突な感じを与えているが、今回の決定に関連した引責辞職なのであろうか。

## 「国側の主張を根底からくつがえす」 美浜2号機事故に関し準備書面提出

さる5月29日、原告・弁護団は、「即時抗告申立書」とともに、準備書面(六)を松山地裁に提出した。これは、最近相ついで公表された、関西電力美浜発電所2号機の、蒸気発生器細管の破損、および、燃料棒の“まがり”の両事故についての原告側の主張をのべたものである。その中で、原告側はつぎのように国側を追及している。

国側は、「本件(伊方)原子炉の蒸気発生

器は、(美浜2号と同様に)ウエスチングハウス型のものであり、・・・、美浜1号炉において生じたような蒸気発生器の損傷は起こらない」と主張していたが、美浜2号でも損傷は起こった。また、燃料棒については、「製作における品質管理を厳重にするとともに、軸方向の伸びを吸収するよう燃料棒の上下に充分なすき間をとっているので、まがり現象については十分な対策が講ぜられている」

と主張してきたが、実際に、ふたたび、さらに多くの燃料棒がまがってしまった。今回の美浜2号での事故は、「被告が原告らに対し、あたかもそれらの原因を正確に把握し、対策が確立されているかのように法廷で主張したことの嘘偽性が、毎日を出ずして次々と事実を以て暴露されたことを物語るものである。」これらの事故は、原子炉技術が未完成であること、原発推進者たちが、基礎的な知識や技

術的確信に欠けていること、そして、本件許可処分が、いかに空しい期待の下になされたものであるかを示したのである。

「被告は、これまでの「蒸気発生器細管事故」及び「燃料棒のまがり事故」についての主張を撤回するとともに、不当な抗争を止め、直ちに本件許可処分を自から取り消すべきである。」

## 反原発全国集会に結集しよう

さる2月以来、各地の住民有志の間で、わが国ではじめての、反原発集会を持とうと、いろいろ相談されて来ていましたが、先日、以下の呼びかけが、反原発運動に関してきた各団体に送られてきました。

原発反対運動で日夜奮闘しておられる全国のみなさん！

政府・電力会社・産業界は一体となって、みずからの飽くなきもうけのために大規模な原子力発電開発を計画し、住民と国民に犠牲を強いながら、まだ実験段階にすぎない原子力発電所や再処理工場の運転と建設を強行しています。

美浜・福島などをはじめ各地の原子力発電所は事故の連続で、まともに運転を継続できていないだけでなく、いつ大惨事が発生するか分からない状態であり、平常運転時においても、環境の放射能汚染は日々確実に進行しており、蓄積していく膨大な「死の灰」やプルトニウムを、何千年何万年もの間どう安全に管理できるのか、まったく方策が立ておらず、私たちの生存は根底からおびやかされています。政府・電力会社・産業界によるあ

の手この手の大々的な安全宣伝とは裏腹に、原子力発電の「安全性」と「経済性」の神話は、事実と科学の前にいまや完全に崩壊してしまいました。

こうした状況の中で、アメリカでもヨーロッパでも、原発を停止させようという目標をはっきりと掲げて、市民や専門家による原発反対運動はたいへん高揚しており、原発停止国際集会を開こうという声が高まっています。一方わが国においても、国内外の情勢を考えてみると、私たちは広く世論に訴えながら、すべての原子力発電所の運転・建設・計画の停止を求めて積極的に運動を展開すべき時期にきています。

私たち全国集会の呼びかけ人は、日本で国際集会をという動きのあることが報道されたのを期に、急に直接間接に連絡をとりあって、2月16日京都で会合を持ち、反原発全国集会を開こうと申し合わせました。そして、それ以来検討を重ねた結果、以下のような全国集会の要綱を組み立てました。私たちは、みなさんができるかぎり多くこの集会に参加くださるよう、切に希望しています。

全国集会の場で、政府や電力会社の言う

「安全性」や「経済性」のみじめな実態について理解を深めましょう。電力の「必要性」のごまかしを明らかにしましょう。たがいに運動の経験を交流して、そこから反原発闘争の教訓を引き出し、より強力な運動を組み立てましょう。そして、原子力発電は私たちを破滅に導くものであることを世論に訴え、原発を停止させるための一大国民運動を展開しましょう。

1975年5月29日

呼びかけ人 阿部宗悦(宮城・女川)  
 根本巖(茨城・東海) 武本和幸・宮川真  
 (新潟・柏崎) 松島信生(新潟・巻)  
 大崎弘道・森弘幸・山田智一(三重・熊野)  
 森岡辰男(和歌山・太地) 永谷刀弥(福  
 井・大飯) 岡坂拓三・岡田一衛・古跡保  
 雄・浜田康正・樋口保・村尾竹美(兵庫・  
 浜坂) 川口寛之・福野誠一(愛媛・伊方)  
 森下正治(山口・萩) 東忠夫・大谷清一  
 ・小野正・小野都・桑原節子・三明八重子  
 ・吉野巖・若松八郎(山口・田万川)  
 野津明男(島根・松江) 池満洋(鹿児島  
 ・川内)

### 反原発全国集会の内容

日程

日	時	内 容
24日(日)	午前	受付 講演会 イ 原子力発電の危険性について ロ 原子力発電の「経済性」について ハ 電力の「必要性」について
	午後	公開討論会 (テーマ) 原子力は救いか破滅か 推進側および反対側それぞれ3名の専門家と参加者による討論
25日(月)	午前	国内外の反原発運動の報告
	午後	分科会 イ 運転中・建設中・計画中の原発をどう止めるか ロ 組織づくりや運動の進め方についての問題点 ハ 住民の意志表示をどう行なうか ニ 政府・電力側の攻撃の実態とその対策 ホ 情報・真実の把握をどう深め広めるか ヘ 漁業・農業・観光と原発 ト 原発に土地を売らない運動をどう進めるか チ 原発裁判と住民の権利
	夜	交流会(自由参加) イ 具体的な活動の経験交流 ロ 政治・経済・社会と原発
26日(火)	午前	総括集会 イ 分科会の報告と討論 ロ 総括報告(集会の成果と運動の展望) ハ 集会決議

(付記) 分科会のテーマは実行委員会における検討の結果、多少変更されるかもしれませんが。

1. 名 称 反原発全国集会 —生存を  
おびやかす原子力—

2. 目的・意義 いまや神話と化した原子力  
発電の「安全性」と「経済性」の実態をあば  
き、電力の「必要性」のごまかしを明らかに  
し、それぞれの闘いの経験を交流して、そこ  
から反原発闘争の教訓を引き出し、すべての  
原発の運転・建設・計画を停止させる意志を  
統一するとともに、これを全国民の運動にす  
べくアピールする。

3. 参加者 これまでなんらかの形で反  
原発の闘いを進めてきた者（各地の住民・専  
門家・消費者運動グループ・公害反対グルー  
プ）およびその他関心を持つ者。

4. 主催者 反原発全国集会実行委員会  
実行委員会は、各参加団体から最低1名ず  
つ選出された実行委員によって構成する。

実行委員会の事務局は、柏崎原発反対同盟、  
・井内浦原発設置反対同盟（熊野市）・新鹿  
地区原発設置反対同盟（熊野市）・浜坂火力  
原子力発電所設置反対町民協議会が担当する。

5. 計画・運営 この集会は住民自身が計画  
し運営する。

6. 日 時 8月24日（日）朝～  
26日（火）昼

7. 場 所 京都（会場は交渉中）

8. 経 費 この集會に要する経費は、  
集會に参加する個人および団体の会費をあて  
る。個人会費は2,000円、団体会費は1口  
5,000円（できるだけ2口以上）とする。

経費の主なものは、資料作成費・宣伝費・  
事務費・会場設営費などである。

### — おしらせ —

○タンブリン博士来日。東京の消費者や反公  
害グループが中心となって最近結成した、反

原発市民連絡会議の招きで、6月4日から  
17日まで滞在し、北海道、東京、大阪、鹿  
児島で、講演会や討論会が開かれる。

○NHK総合テレビ“70年代われらの世界”  
が原子力発電をテーマに。6月26日夜7時  
30分より9時まで。とくに海外の反原発運  
動のフィルムが上映される。推進側から日本  
原電板倉哲郎氏、反対側から久米三四郎氏が  
出席し、原子力発電の選択をめぐる、討論  
する予定。

### — 特別カンパのお願い —

松山地裁の「文書提出命令」は国側に打撃  
を与え、立証段階での追撃戦は幸先よいスタ  
ートを切りました。息切れしないための物質  
的基盤の強化も急務です。会計報告は黒字と  
なっていますが、さきにもおしらせしました  
ように、連続公判への備えはまだ不十分  
です。ボーナス期に当って、会員の皆さん方  
の一そうのご協力を切にお願いします。

### 会計報告（'75.5/9～6/7）

<u>収入</u>	
会 費	80,500
カンパ	7,200
前月より繰越	274,724
計	362,424
<u>支出</u>	
即時抗告提出行動補助 第7回公判中止に伴う 予約取消損料	67,340
ニュース代	16,530
郵送料	18,000
為替手数料	9,095
会場費	1,725
資料費	4,800
コピー代	1,720
事務用品費	13,715
計	19,000
繰越金	134,825
繰越金	227,599